

# 2020年度 戦略·活用委員会 成果報告

『专利流氓(NPE)等の動向調査(6)』



2021年3月11日 ジェトロ北京事務所 山本英一

# 0.2020年度 戦略活用委員会の概要



## 1. 2020年度参加企業 9社18名

豊田汽車(中国)投資有限公司 日産(中国)投資有限公司 富士ゼロックス(中国)有限公司 富士電機(株)北京事務所 森·濱田松本法律事務所 東麗繊維研究所(中国)有限公司 上海金天知識産権代理有限公司 ジェトロ香港事務所

## 2. 本委員会企画の背景

# 

- ·出願数世界No.1
- ・政府も活用強化方針

### 中国NPE活動開始

- ・SEP分野で権利収集
- ・ドローン等の分野で催告

# 専利法改正等で活用加速の方向

- ・賠償金高額化の方向
- ・司法判断変革の様相

# 1. 現状認識と課題



4. これまでの活動でわかったこと

·中華系NPE: ①特許活用企業 (技術移転)

②NPE (あまり成功していない)

活動分野限定的:通信、無人机、等

・中国とNPE: 発明の獲得市場

活用市場へ(近1-2年)

やるべきこと

委員会で推進

①動向の監視、情報収集

定点調査(WEB)、専門家・企業インタビュー、動向調査

② <u>関連業界でのNPE/PA動向調査~分析~対策</u>

これまでの調査を利用し、事業に応じ「個社」で対応

# 2. 調査目的及び調査研究方法



活動項目		活動内容(案)	日程	着地見込
継続	情報調査	・WEB/論文等調査 ・調査手法の改良 ・適時評価作業を実 施	毎月定点調査	·最新情報収集 ·年表,法令update
再 度 TR Y	動向調査 f定PA)	·PA調査(外部調 査) ·WEB調査	7-9月頃活動	・パテントプール、 SEP 訴訟、牽制等の 有無の確認
	を会社等の ニアリング	・政府系、学者 ・関連企業	3~4件程度	·NPE、特許活用 会社最新動向 把握(調査報 告)

定例会合は2か月毎に開催

# 3.研究に基づく成果(情報収集)



#### 実施したこと

- ① 昨年までの検索手順の確認、マニュアル化
- ② マニュアルに基づく検索(原則、毎月)
- ③ 新しい検索手法(検索リソースなど)の検討

#### わかったこと

- ① 特許連盟設立加速(現状200以上)。 ただし、設立後の活動についての情報は少ない(※対外非公開) 7月以降にIT企業によるブロックチェーン特許連盟への加盟が活発と なる。
- ② 公開情報だけではNPEの詳細動向をつかむのは難しいが、「NPEによる中国大陸での特許訴訟が爆発的に増加」という統計レポートが注目される。

(記事タイトル「NPE在中国大陆的专利诉讼呈现爆发式增长」 (中国知识产权杂志、2020年9月10日))

#### 課題

- ① マニュアル化により検索手順は統一できるが、情報のピックアップにはついては個人対応となりばらつきがあると思われる。
- ② 収集した情報の活用方法について今後追加検討が必要

# 3.研究に基づく成果(特許連盟調査)



#### 実施したこと

- ① 外部調査会社に調査委託 (主にWeb公開情報調査、ヒアリング調査を実施)
- ②調査は委員の関心の高い分野(AI·IOT、繊維・紡績、標準必須特 許利用)に絞り実施。

#### わかったこと

- ① 2015年に「産業知識産権連盟建設指南」(CNIPA)公表以降、多くの特許連盟が設立されたが、最近は増加傾向に歯止め。
- ②設立された連盟は以下4類型に大きく分けられる。
  - ▶ 公開情報に乏しく、明確なミッション等が欠けている休眠型。
  - ▶ 特許による共同防衛、専利権侵害訴訟に対する防御・紛争対応型。
  - ▶ 他社動向や技術動向追跡、人材育成、情報提供・発信等の連携・ イノベーションプラットフォーム型。
  - ▶ 標準策定、運用(特許プール等)を進める標準共同策定・運用型。
- ③今後の方向性としては、以下2つが予測される。
  - 連盟の組織形態は、緩い任意団体から組織化された法人へと転換。
  - 連盟の発展戦略は、防御姿勢から能動的な戦略組織体へと転換。

課題

①第4次専利法改正の影響について、今後引き続き注視を要する (例:懲罰的賠償制度、権利濫用規定)

# 3.研究に基づく成果(外部インタビュー)



#### 実施したこと

- ① 政府動向の調査の観点でヒアリング先を選定
- ② 政府関係研究機関及び大学へのヒアリングを実施

#### わかったこと

- ①現状では中国発の訴訟型NPEは多くなさそう しかし、今後懲罰制度導入方向に基づき、監視とリスクへの備えは必要
- ②ICT分野において、SEPを中心にNPEと企業との訴訟は存在
- ③特許連盟で訴訟型NPEのような活動を行っているところはなさそう
- ④政策・法規で具体的にNPEの活動を規制、或いは促進するようなものはまだ見当たらない
- ⑤政府の姿勢としては、特許の実施・運用は促進しているが、過度な保護によって訴訟型NPEが活発化するような状況は歓迎していないと思われる

課題

①現状では訴訟型NPEのリスクは低いと思われるが、第4次専利法改正に伴う動向変化も懸念されるため、引き続きの情報収集が必要

# 4.実務への提言



#### 情報収集

- ➤ 各社が関連する事業領域におけるNPE/PAの候補の抽出と監視を継続されたい。
  - ・NEWSなどによるマークすべき企業・団体の抽出と見直し
  - ・権利譲渡情報の分析
  - ・訴訟情報の調査・分析
  - ・企業情報等の確認 (天眼査等の利用)

#### 特許連盟

- > 2021年1月公表の「産業知識産権連盟備案管理体制の完備 化に関する通知」(CNIPA)により特許連盟の情報公開が進む。
- 各連盟の運用実態が明らかになることが期待され、技術関連性の高い連盟の動向は注視すべき。
- ▶ 特に、標準策定、特許プールの運用などを手掛ける連盟の情報収集は進めるべき。(外資に対してオープンな姿勢を持つところあり)

#### 外部インタ ビュー

➤ SEPを中心としてICT分野では中国もNPEの活動が活発化してきているため、当該分野のNPE動向の把握・対策を実施すべき。

# 5. 積み残された課題



#### 情報収集

- ▶ NPEのリスクは年々高まると考えられ、予兆の把握が 重要。
- ➤ 定点観測(WEB上での調査)は個社レベルで継続が求められる。

#### 特許連盟

- ▶ 今後、政府主導による規範化が進み、活動が洗練・ 活発化する特許連盟が増える可能性がある。
- ▶ 情報公開の進展が期待され、公開情報による調査 作業を引き続き個社レベルで実施することが有益。



▶ 特に無し(実務家・政府関係者・大学関係者へのインタビューが実施でき、現時点の状況はある程度把握できた)